

一般社団法人日本造血細胞移植学会 Cellular Therapy委員会 規約

第1条 (目的)

一般社団法人日本造血細胞移植学会（以下「JSHCT」という。）Cellular Therapy委員会（以下「CT委員会」という。）は、我が国におけるCellular therapy（細胞治療）の症例データの収集および研究への活用を推進するとともに、その治療体制の整備・充実、国内外の関係組織との連携を図ることによってCellular therapy（細胞治療）の医療技術ならびに治療成績の向上に寄与することを目的とする。

第2条 (Cellular Therapyの定義)

本規約でいうCellular Therapyとは、本学会がミッションを掲げる造血幹細胞移植および細胞療法のうちの細胞療法を指し、主として血液免疫細胞を用いた細胞療法を指す。

第3条 (委員会の役割)

本委員会は、JDCHCTと緊密な連携の上、第1条の目的を達成するため以下の役割を担う。

- 1) Cellular Therapyの適切な実施体制の構築および運用
- 2) Cellular Therapy registryの再生医療等製品患者登録システムへの活用に関する検討および方針決定
- 3) Cellular Therapyの国際連携に関する検討および方針決定
- 4) Cellular Therapyの規制当局や他学会等国内連携に関する検討および方針決定
- 5) その他、第1条の目的を達成するために必要な事項

第4条 (委員構成)

委員は、以下の事項に留意し、理事会で選任する

- 1) 細胞治療に関して専門知識を有する委員を選任すること
- 2) 細胞治療に関連する国内外の学会からの意見、意向等を反映できる委員を選任すること
- 3) 「造血細胞移植および細胞治療の全国調査」の研究計画の策定に関与する委員を選任すること

第5条 (委員長および副委員長)

委員長は理事会で選任する。委員長は委員の中から副委員長を指名することができる。

第6条 (委員および委員長ならびに副委員長の任期)

委員および委員長ならびに副委員長の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。また、再任を妨げないが、その都度理事会の承認を得る。委員が本委員会委員を継続することが困難となった場合は、任期途中の交替、補充を認める。但し、新たに選出された委員の任期は現任者の残任期間とする。

第7条 (委員会の開催)

本委員会は委員長が招集し、議長を務める。委員長は、必要に応じて書面またはメールでの決議を

求めることができる。

第9条（改廃）

本委員会規約の改廃は、本委員会の決議によって改廃内容案が決定・起案された後、学会理事会の承認によって確定されるものとする。

第10条（雑則）

本委員会規約に定められていない事項で、本委員会が所掌すべき内容の案件が生じた際には、各委員は誠意を持って協議し、対処すること。

付則

2020年 8月 2日施行

2021年 3月 5日改定